実績合計額		償還総額		減額総額	

」

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

改め、同様式記載上の注意②ｃ中「発行予定額」の次に「又は発行残高の上限」を加え、同記載上の注意③ａ及びｂを次のように改める。

ａ　発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)　「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b)　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)　「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

ｂ　発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)　「番号」欄には、ａの(a)に準じて記載すること。

(b)　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)　「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

第十号様式記載上の注意⑷を削る。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号イ中「法第二条第一項第四号及び第八号に掲げる有価証券」を「ロに掲げる有価証券」に、「並びに」を「及び」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　特定内国資産流動化証券　法第二条第一項第四号及び第八号に掲げる有価証券をいう。

第一条第三号に次のように加える。

ニ　特定外国資産流動化証券　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第四号及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。

第一条第七号中「第三号イ」を「第三号イ及びロ」に、「及び第五号のニイ」を「並びに第五号のニイ」に改め、同条第八号中「第三号ロ」を「第三号ハ及びニ」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第十二号中「法第四条第一項第四号に規定する有価証券の売出しを除く。）」を削る。

第一条の二第二号中「第十二条第一項各号」を「第十条の二第一項各号」に改める。

第一条の三の次に次の一条を加える。

（法第二章の規定が適用されない信託の受益権）

第一条の四　令第二条の十第一項第一号リに規定する内閣府令で定める信託の受益権は、法第四十三条の三第一項の規定により金銭その他の保証金を金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十三条第一項第一号に定める金銭信託により管理する場合における当該金銭信託に係る信託の受益権とする。

第二条第二号中「第一条の六第一号で定める」を「第一条の六に規定する」に、「発行される日前」を「発行やれる日以前」に、「同号に規定する同種の新規発行証券」を「同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなった場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行ったものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。）の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

第三条中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項」に、「第十九条第二項本文」を「第十九条」に、「もの（次条」を「もの（同条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第三条の二　法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、同項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が同条第一項第四号に規定する有価証券の売出しに該当し、かつ、当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が当該有価証券の売出しとして行われることとする。

第四条の二中「第二条の十二の二第一項」を「第二条の十二の四第一項」に、「第二条の十二の二第二項第二号」を「第二条の十二の四第二項第一号」に改める。

第四条の三第一項及び第二項中「第二条の十二の二第一項」を「第二条の十二の四第一項」に改め、同条第二項第二号中「金融商品取引業者等をいう。」の下に「第五条第三項及び第十四条において同じ。」を加え、「第二十一条第二項第三号ロ及び」を削る。

第四条の五中「第十二条第一項各号」を「第十条の二第一項各号」に改める。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　当該有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者

二　当該有価証券を他の者に取得させることを目的として当該有価証券の発行者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等

三　当該有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に掲げる行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等

第七条第一号中「第十二条第一項各号」を「第十条の二第一項各号」に改める。

第十条第一項中「第九条第一号」を「第九条第二号」に改め、「関東財務局長」の下に「（金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の五第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官。第十八条、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の八第一項、第二十四条第一項、第二十四条の二第一項、第二十七条の四第一項及び第三十条を除き、以下同じ。）」を加え、同条第二項中「第九条第一号」を「第九条第二号」に改める。